

## お 知 ら せ

2025年1月30日  
東北電力株式会社

### 女川原子力発電所2号機における特定重大事故等対処施設に係る 設計及び工事計画認可申請（1回目）の補正について

当社は、本日、女川原子力発電所2号機における特定重大事故等対処施設<sup>※1</sup>に係る「設計及び工事計画認可申請書<sup>※2</sup>」に関する補正書を、原子力規制委員会へ提出<sup>※3</sup>しました。

今回、提出した補正書は、早期の完成を目指すため2分割した申請<sup>※4</sup>のうち1回目（建屋および土木構造物等に関する申請）について、これまでの審査結果を反映し、補正したものです。

当社といたしましては、今後の原子力規制委員会の審査に適切に対応していくとともに、引き続き、新規制基準への適合にとどまらず、原子力発電所のさらなる安全レベルの向上に向けた取り組みを着実に進めてまいります。

以 上

※1 特定重大事故等対処施設とは、原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突等のテロリズムにより、炉心に著しい損傷が発生するおそれがある場合などにおいて、原子炉格納容器の破損を防ぎ、放射性物質の放出を抑制するため、遠隔で原子炉圧力容器内の減圧や原子炉格納容器内の冷却等を行う施設。

同施設は、新規制基準において、本体施設の設置等に係る工事計画認可から5年以内（2026年12月22日まで）の設置が要求されている。

なお、同施設の基本設計に係る「原子炉設置変更許可申請」については、2023年10月4日に原子力規制委員会より許可されている。

※2 発電用原子炉施設の詳細設計等が、原子炉設置変更許可の基本方針や基本設計に基づいた内容になっているかについて、審査および認可を受けるための申請。

※3 「設計及び工事計画認可申請書」に関する補正書の提出に合わせ、「工事計画認可申請書」を、原子力規制委員会および経済産業大臣へ提出した。

※4 原子力規制委員会規則「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」において、設計及び工事計画認可の申請にあたっては、分割して認可を申請することができる旨が規定されている。

1回目は2023年12月14日に、特定重大事故等対処施設の建屋および土木構造物等に関する申請を行った。2回目は2024年9月26日に、同施設の機械・電気設備等に関する申請を行った。